



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 クリエイトメディック株式会社
(コード：5187、東証第 1 部)
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 正浩
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役管理統括部長 橋井 敦
(TEL 045-943-2611 (代表))

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 42 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の透明性と機動性向上を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたします。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 42 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただくことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更をおこないます。

②改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、今後とも取締役として有用な人材の招聘を継続的におこなうことを目的として、業務執行をおこなわない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第 26 条の一部を変更いたします。

なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③上記規定の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更をおこないます。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 3 月 30 日（水）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 3 月 30 日（水）

3. 監査等委員である取締役の候補者

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 42 回定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行が承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役 3 名の選任を付議いたします。なお本件につきましては、当該定時株主総会へ上程するにあたり、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏 名	新役職名	現役職名
中村 廣美	取締役 常勤監査等委員（社外）	常勤監査役（社外）
関戸 孝雄	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
※ 原田 彰	取締役 監査等委員（社外）	—

(注) ※印は、新任取締役候補者であります。

以 上

<別紙> 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>(新 設)</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p>	<p>2 <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役(監査等委員である取締役は除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役会の決議をもって、<u>取締役名誉会長1名、取締役会長1名及び取締役社長1名</u>を置くことができる。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役名誉会長</u>又は取締役会において定められた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 取締役会の決議をもって、取締役会長1名及び取締役社長1名を置くことができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役会の権限</u>)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>取締役会長</u>又は取締役会において定められた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(<u>取締役会の議事録</u>)</p> <p>第27条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない</u>ときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第 27 条～第 33 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の権限)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 34 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名する。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 34 条～第 35 条 (条文省略)	第 36 条～第 37 条 (現行どおり)
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 36 条～第 39 条 (条文省略)	第 38 条～41 条 (現行どおり)
(新 設)	附則
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第 1 条 当社は、第 42 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。